

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム支援事業等補助金交付制度

この事業は、「京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金」を活用し、京都府との協働で実施するものです。

1 補助の目的

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上、三世帯同居・近居による世代間支援の促進を図るため、子育てのための住宅リフォーム工事や住宅取得等を行う世帯に対して、平成30年4月2日から「舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム支援事業等補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

2 補助対象者（申請者）

舞鶴市に住所があり、次のすべてに該当する人が対象です。

※ 交付申請時に舞鶴市に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」の提出と年度内に転入することが条件となります。

- (1) 子どもが3人以上おられる世帯（多子世帯）、または三世帯同居・近居世帯の構成員。
- (2) 住宅リフォーム工事については舞鶴市内の業者（舞鶴市内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている事業者）に依頼して行う人。
- (3) 市税等の滞納のない世帯に属している人。（※三世帯同居・近居による申請の場合は、その三世帯の世帯員に滞納がないこと。）
- (4) 子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満の人。

【この制度中の用語説明】

- 「子ども」…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、妊娠中の子どもを含みます。
- 「多子世帯」…3人以上の子どもが属する世帯をいいます。
- 「三世帯同居」…子ども、親、祖父母等が住所変更を行い、三世帯が新たに同一の住宅に居住すること。
- 「三世帯近居」…子ども、親、祖父母等が住所変更を行い、三世帯が新たに直線距離2 km以内の住宅にそれぞれ居住すること。

3 補助対象工事

次のすべてに該当する住宅リフォーム工事が補助対象です。

※新築工事、他の制度の補助等の対象となる工事は対象外です。

- (1) 対象者が自ら居住する住宅の工事で、子育てのため、または三世帯同居・近居のために必要と認められる工事。
(外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置などは対象外です。)
- (2) 対象となる工事の費用が10万円以上の工事。
- (3) 交付申請をする年度の3月1日までに完了する工事。

4 補助対象経費

次の全てに該当する経費が補助対象です。(リフォーム工事との併用はできません。)

- (1) 多子世帯が居住又は三世帯同居もしくは近居をするための住宅購入に係る仲介手数料に要する費用
- (2) 多子世帯が居住又は三世帯同居もしくは近居をするための住宅賃借に係る仲介手数料に要する費用

5 補助金の交付額

補助対象工事費の2分の1 (限度額100万円) *千円未満の端数切捨

補助対象経費の2分の1 *千円未満の端数切捨

(住宅購入に係る仲介手数料に要する費用 限度額40万円/世帯)

(住宅賃借に係る仲介手数料に要する費用 限度額 5万円/世帯)

※補助金は交付額を確定した後、申請者の指定する口座に振り込みます。

※同一申請者に係る世帯について1回限り対象となります。

6 募集期間

平成30年度の募集期間は次のとおりです。ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

平成30年4月2日(月)から平成30年11月30日(金)まで

7 申請手続き

補助金の交付申請から交付(支払い)までの手続きの流れは次のとおりです。

注)必ず工事着工前に交付申請をしてください。

「1 交付申請」→「2 交付決定」→「3 工事着工」→「4 工事完了」
「5 実績報告」→「6 補助金額確定」→「7 請求」→「8 補助金交付」
※「3 工事着工」後、事情により必要な場合は変更申請をしてください。

8 問い合わせ先(申請先)

舞鶴市移住・定住促進課

電話：0773-66-1085 F A X：0773-62-5099

E-mail：iju-teiju@city.maizuru.lg.jp

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

〈子育てのための住宅リフォーム工事の一例〉

- 子ども部屋を増やすため、子ども部屋の間取りを変更
- 子どもが使いやすいよう、トイレを和式から洋式に変える。
- 子ども部屋の内装をきれいにする。